

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成27年9月3日(2015.9.3)

【公開番号】特開2011-69366(P2011-69366A)

【公開日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【年通号数】公開・登録公報2011-014

【出願番号】特願2010-212081(P2010-212081)

【国際特許分類】

F 02 C 7/18 (2006.01)

F 02 C 7/28 (2006.01)

F 01 D 5/18 (2006.01)

F 01 D 9/00 (2006.01)

F 01 D 11/00 (2006.01)

【F I】

F 02 C 7/18 A

F 02 C 7/28 C

F 01 D 5/18

F 01 D 9/00

F 01 D 11/00

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年4月14日(2015.4.14)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項6】

封止部材(37)が、前記案内静翼ボックス(17)と固定されたフレーム(26)の間で、通路(30)のロータエアフォイル列(6)とは反対側の開口部(38)の下流側に設けられていることを特徴とする請求項1から5までのいずれか1項に記載のガスターイン(1)。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0039

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0039】

さらに封止部材37は、案内静翼ボックス17と固定されたフレーム26の間で、通路30のロータエアフォイル列6とは反対側の開口部38の運転下流側に設けられている。これにより、封止部材25を越えた漏出物はロータエアフォイル列6から隔てられた領域内に保留される。